

お客さま各位

朝日信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定類等の改定について

当金庫は、2020年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、預金規定類を下記のとおり2020年4月1日より改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 今回改定する主な預金規定類

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定、通知預金規定、総合口座取引規定、定期預金等共通規定、各種定期預金個別規定、定期積金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、振込規定等。

2. 主な改定事項

- 1) 手数料、金利を朝日信用金庫ウェブサイトにて明示していることを踏まえ、手数料等の表示方法に係る文言を変更
- 2) 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- 3) お客さまへの通知についての到達範囲の明確化
- 4) 各種規定変更時の周知方法についての変更
- 5) 定期預金について、期日前解約の取扱について明確化

3. 普通預金規定、定期預金等共通規定、期日指定定期預金規定の新旧対照表は、以下のとおりです。左記以外の規定についても、同様に改定を行います。

普通預金規定（改定前）	普通預金規定（改定後）
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、<u>店頭表示</u>の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>6.（利息）</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、<u>店頭</u>に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>8.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>14.（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>18.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、<u>当金庫所定の方法により表示する</u>代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>6.（利息）</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、<u>当金庫所定の方法により</u>表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>8.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>14.（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、<u>または預金者が到達を妨げた場合</u>でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>18.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他 <u>諸般</u>の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で <u>変更内容及び変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p>

定期預金等共通規定（改定前）	定期預金等共通規定（改定後）
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) <u>(新設)</u></p> <p>(1) 定期預金等を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>6.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>9. <u>(通知等)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>12.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) 定期預金等を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。<u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u></p> <p>6.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>9. <u>(通知等)</u></p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、<u>または預金者が到達を妨げた場合</u>でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>13.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他 <u>諸般</u>の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で <u>変更内容及び変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p>

期日指定定期預金規定（改定前）	期日指定定期預金規定（改定後）
<p>2.（利息）</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて</u>この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、～。</p> <p>3. <u>(定期預金等共通規定の適用)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2.（利息）</p> <p>(3) この預金を <u>定期預金等共通規定第4条第1項により</u>満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、～。</p> <p>3. <u>(定期預金等共通規定の適用)</u></p> <p><u>この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとしませんが、本規定は「定期預金等共通規定」に優先して適用されるものとします。</u></p>

※改定後の「[普通預金規定](#)」「[定期預金等共通規定](#)」「[期日指定定期預金規定](#)」は、朝日信用金庫のウェブサイトをご覧ください。

以上